

## 令和6年度 西部デイサービスセンター事業計画

通所介護事業は、介護保険法第8条7に定める居宅サービスを提供する事業の一つであり、この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行うことを目的とする。

また、生活上の相談、助言、健康状態の確認、社会的孤立感の解消、心身の維持向上を図るなどの日常生活上の支援を行い、併せて介護にあたる家族の身体的、精神的な負担を軽減し、地域ケアの拠点を念頭に、利用者本位の質の高いサービスを提供する。

### 1. 基本方針

- ①自立支援と個々人に合わせた適切なケアの推進を図ります。
  - ②利用者の人権を尊重した良質なサービスを提供します。
  - ③利用者、家族や地域から信頼される、笑顔に満ちた明るい施設を目指します。
- ※これら3つの目的のために、行動規範を守る。(行動規範は別紙)

### 2. 利用対象者及び重要事項

- ①利用対象者：  
第1号被保険者（65歳以上の要介護者・要支援の認定を受けている人）  
第2号被保険者（40歳以上から64歳までの医療保険者加入者。特定疾病の方、身体障害者の方。）
- ②利用定員：30名
- ③事業実施地域：城陽市内
- ④営業日：月～土曜日（祝日含む）  
※ただし年末年始12月29日～1月3日を除く
- ⑤サービス提供時間：午前9時05分～16時20分（7～8時間）
- ⑥加算：入浴加算Ⅰ、個別機能訓練加算Ⅰイ、中重度ケア体制加算、認知症加算、科学的介護体制加算、ADL維持等加算Ⅱ、サービス提供体制強化加算Ⅰ、介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改加算Ⅰ、介護職員ベースアップ支援加算、新加算(R6.6月～)

### 3. 介護サービス

- ①送迎サービス  
家庭と施設間の送迎を行い、利用者及び家族の心身の負担の軽減を図る。
- ②健康チェック  
施設来所時、入浴等負担の大きいプログラムの前に実施し、必要に応じて主治医、医療機関、ケアマネジャー、家族との連携を図り、疾病等の早期発見、早期治療に努める。
- ③入浴サービス

体調に十分な注意を払いながら、快適かつ安全に入浴できるように援助を行うことにより、清潔の維持・心身のリフレッシュを図る。

#### ④昼食の提供及び食事介助

栄養士の立てる献立により、栄養並びに個人の身体状況を考慮した食事を提供する。自立支援を主体とし、できるだけ自身で召し上がれる様支援する。

#### ⑤排泄サービス

排泄サービスは個別のペースに合わせて行い、同時に健康状態の把握等も行う。また、個人の尊厳には充分配慮する。

#### ⑥日常動作訓練

日常生活機能の維持、低下防止を図るため、歩行訓練や創作活動、日常動作の中で「できる事は自身で行う」事を徹底して、身体機能、認知機能の維持・改善を図る。

#### ⑦生活指導／レクリエーション

利用者とその家族への日常生活全般にわたる相談に応じ、助言・援助を行う。体操やリハビリ、歌や手作業などを通じて、心身機能の維持向上に努め、社会参加、社会貢献、生きがい作り、健康づくり等の活動として、取り組んでいく。また自身で何がやりたいのか、何を望まれているのかを把握し、計画書にそった活動を提供する。

### 4. 地域との交流

- ①地域交流 趣味活動をしている団体（歌・踊り・絵手紙など）や地域の子供たちなどとの交流を深めるよう努める。また地域住民との繋がりを深める事業の展開を図る。
- ②ボランティア ボランティア活動を積極的に受け入れ、拡大を図ると共に、ボランティアを受け入れるための体制作りにも努め、福祉事業啓発活動を積極的に行う。
- ③広報 広報誌を作成し、利用者とその家族やケアマネジャーに広く配布し、当事業所の情報提供を行い、利用におけるサービス選択の支援に取り組む。

### 5. リスクマネジメント（安全対策・防災対策）

- ①職員の気づきを大切に捉え、ヒヤリ・ハット報告や事故報告の内容を共有するとともに、原因等を究明し対策を講ずる。
- ②避難消火訓練・防災対策 災害時の被害を最小限にとどめるため、消防計画書に基づき通報訓練・避難誘導・消火訓練をご利用者参加で年2回以上は実施する。また、自然災害発生時に利用者、職員の命を守り、被害を最小限に抑えながら、サービス提供を継続できるよう業務継続計画（BCP）を周知・徹底する。
- ③新型コロナウイルス感染症予防対策 利用者並びに職員の健康・身体・命・生活を守るため、常日頃から予防対策を講じ

感染拡大に努める。また、被害を最小限に抑えながら、サービス提供を継続できる  
よう業務継続計画（BCP）を周知・徹底する。

#### ④交通安全の取り組み

送迎業務、訪問業務において、公用車使用の際は安全・安心を心がけるとともに、危険個所の等の情報確認と共有化を図り、車両の安全管理を徹底する。

### 6. 職員の資質の向上

サービスの質は職員の人格・知識・技能に比例するため資質の向上は本来自己啓発が基本であるが、施設内外の研修及び関係機関の会議等にはサービスに低下をきたさぬよう工夫して、極力多数が参加できるよう努める。研修等で得た情報は報告・伝達を行い、職員全員に周知し、共有する様努める。また、介護・福祉関係の資格（介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士）については積極的に資格取得を勧める。

### 7. 個人情報保護と情報開示について

- ①個人情報保護が義務つけられているが、当事業所では城陽市社会福祉協議会の規定を遵守し、個人情報の漏洩、滅失、改ざん等の防止のために安全管理措置を講じる。
- ②平成 18 年 4 月から「介護サービス情報の公表」が課せられている。提供するサービス内容やサービスを維持していく仕組み等の情報をインターネット上のホームページや事業所内の掲示、或いは施設広報誌を通じて公表し、利用者が事業所を選択する際、役立つようにする。

### 8. 高齢者虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在する。直面し得る人権課題として捉えると共に、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められており、高齢者虐待の防止に全力で取り組む。また、利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに本会事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供出できるよう業務継続計画（BCP）を周知・徹底する。

- ①職員に対する虐待を防止するための研修の実施
- ②利用者及びその家族からの虐待などに関する苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置
- ④虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに包括・ケアマネジャーと連携を図る。

### 9. 施設内研修（予定）

月	研修名	担当
5月	「自己肯定感を上げよう」	木村
7月	城社協研修 BCP（災害・感染・虐待）の確認・共有	

9月	介護現場のリスクマネジメントについて	衣川
11月	救命救急について（AEDの使用方法）	山崎・向井
1月	免疫力を高めよう	土蔵
2月	感染症について（BCP含む）	向井
3月	マニュアルの確認・見直し	奥野
	予備月（6月・8月・10月・2月）	

※実施月や内容については変動有

※その他、外部研修にも参加予定

※認知症実践者研修に参加予定

#### 10. 令和6年度重点内容

- ・平均25名以上を確保する（稼働率アップ）
- ・個別機能訓練加算、科学的介護、ADL維持等加算、認知症加算への理解
- ・通所介護計画書及び個別機能訓練計画書の作成及び更新。（計画内容を理解した上でサービスを提供する）
- ・第3者評価
- ・認知症加算新算定基準への対応（事例検討会等実施）
- ・処遇改善新加算取得（R6.6月～予定）
- ・各セクション会議の実施
- ・認知症関連研修等の参加
- ・認知症予防活動（おとなの学校）のPR
- ・自立支援サービスの強化と環境整備
- ・個別機能訓練実施内容の見直し（自主的に希望されることへの対応）
- ・災害・感染症・虐待BCPの周知・徹底
- ・物価高騰による経費節減

#### 11. 施設修繕工事

必要箇所があれば都度実施していく

#### 令和6年度大目標

○登録者数100人、稼働率85%を目指す

※R6年度の介護保険改正の内容により、加算取得よりも稼働率を上げる方に目を向けた方が良いと考える。

○ご利用者の「できる」をみつけ、役割を持った活動を提供する

※コロナ感染も落ち着き、自身の事だけに目を向けていた活動だけではなく、おしぼりを配る、テーブルを拭くなど役割を持った活動に参加することで、心身ともに活性化を図る。

#### キャッチフレーズ

「あなたらしさを応援します！」

どんなことがしたいか、どんな風になりたいか、ご利用者が自分らしく生活できるよう支援する事を目指す。